

検 討 事 項

(1) 情報提供等の内容・方法

一般用医薬品の販売等にあたって、リスクの程度に応じて専門家による情報提供等を適切に行うため、積極的に行う情報提供の内容・方法、書面のあり方、相談対応時の情報提供の方法等について検討する。

(2) 情報提供等に関する環境整備

販売時及び相談対応時の情報提供等をはじめとして、販売制度全体を、国民から見てわかりやすく、かつ実効性のあるものとするため、医薬品の陳列方法、表示事項、従事者の識別、店舗等における掲示等について検討する。

(3) 情報提供等を適正に行うための販売体制

販売時及び相談対応時の情報提供等を適正に行うため、必要な専門家の員数、設置方法その他販売に関する体制について検討する。

(4) 医薬品販売業者及び管理者の遵守事項等

(1)～(3)の事項を適正に実行するため、医薬品販売業者及び管理者に対して求める遵守事項等について検討する。